

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室
委託業務名	地域包括支援センター運営業務
委託業務場所	大津市木戸・小松学区
概要	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活をすることができるよう支援することを目的として、地域資源を活用し、身近な所で包括的な支援体制やサービス提供体制の構築を行うため、圏域型地域包括支援センターを設置し、その運営業務を委託する。
契約期間	令和4年7月1日 から 令和9年3月31日まで
契約年月日	令和4年6月27日
契約金額	98,953,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市南小松90番地 [名称] 社会福祉法人志賀福祉会
契約相手方の選定理由	公募型プロポーザル方式により参加者の募集を行い、企画提案書を審査した結果、上記相手方を選定した。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。